

あきた元気創造でんき
「あきたEネ！」
募集要項

平成29年11月20日

秋 田 県
東 北 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	電力供給ブランド「あきたEネ！」による供給の適用内容	2
4	供給要件	3
5	申請手続	3
6	受付・審査・通知等	5
7	その他留意事項	5
8	問い合わせ先・時間帯	6

(添付)

別紙 電力量料金単価

様式1 「あきたEネ！」適用申請書

様式2 供給対象箇所一覧表

様式3 年間電気使用計画書

様式4 誓約書

様式5 企業概要書

様式6 取組実施計画書

様式7 役員名簿

あきたEネ！ 募集要項

このたび秋田県と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、双方の協力のもと電力供給ブランド「あきたEネ！」を創設し、新規立地企業等や製造業を営む県内中小企業の方々にに対し、東北電力の標準的な電気料金から減額した価格で電力を供給することとしました。

電力供給ブランド「あきたEネ！」の供給を希望される企業にあつては、本募集要項（以下「要項」という。）にもとづき、申請書類を提出してください。

1 目的

秋田県と東北電力とは、秋田県が運営する水力発電所で発電された電力を活用して、一定の要件を満たした秋田県内の企業に対して、東北電力の標準的な電気料金から低減した価格で電力を供給します。これにより、秋田県で新たな取り組みに挑戦する企業や、雇用の創出に取り組む企業の活動を支援し、もって秋田県の経済発展に繋がることを企図するものです。

2 定義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 企業

法人その他の団体および個人事業主をいいます。

(2) 申請者

「あきたEネ！」による電力供給を希望し、この要項にもとづき申請する企業をいいます。

(3) 供給対象箇所

「あきたEネ！」の供給を希望する場所であつて、東北電力と単独で電力需給契約を締結している、または締結予定の秋田県内の需要場所をいいます。

(4) 新規立地企業等

秋田県内に新たに事業所を置く、または置く予定である企業、もしくは事業を拡大した、または拡大する予定である企業をいいます。なお、事業の拡大とは、生産設備の増設等を指します。

(5) 県内中小企業（製造業）

秋田県内に事業所を置く企業のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の適用を受ける中小企業者で、日本標準産業分類（平成25年10月改定。平成26年4月1日施行）で定める産業のうち、大分類E「製造業」に該当する企業をいいます。

(6) 供給可能量

「あきたEネ！」による供給電力量の上限値（秋田県から東北電力への売電電力量相当である約4億4,400万キロワット時）をいいます。

(7) 秋田県の施策

「創業・中小企業のための補助金・融資等の手引き」（秋田県産業労働部地域産業振興課編。以下「手引き」という。）に記載のある制度・事業をいいます。ただし、相談事業、専門家派遣事業、または県の施設・設備を貸与し利用するのみのものは除きます。

本要項においては、審査期間短縮や書類簡素化の観点で、平成23年度～平成29年度版の手引きに掲載した県施策を参照します。手引きの最新版は秋田県ホームページ「美の国あきたネット」に掲載していますが、過年度の手引きに記載された県施策を活用されたことの

ある企業にあつては、ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

3 電力供給ブランド「あきたEネ！」による供給の適用内容

「あきたEネ！」による供給の適用内容は、東北電力の「電気供給条件〔Ⅰ〕（高圧）」（平成28年4月1日実施）および「電気供給条件〔Ⅱ〕（高圧）」または「電気供給実施要綱（高圧）」（以下「供給条件等」という。）にもとづき締結している、または新たに締結する電力需給契約によるものとし、電気料金（以下「料金」という。）のうち、電力量料金単価を低減して適用します。

(1) 電力量料金単価

電力量料金単価は、供給条件等または電力需給契約書で定める電力量料金単価を5%低減（銭未満の端数は四捨五入）した別紙「電力量料金単価」によります。

なお、供給条件等または電力需給契約書に定める電力量料金単価が変更された場合は、別紙「電力量料金単価」を変更します。

(2) 適用期間

「あきたEネ！」による料金の適用期間（以下「適用期間」という。）は、「あきたEネ！」の供給による料金の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）から、平成32年3月の料金にかかわる計量期間の終期までとします。なお、適用開始日は申請企業区分および「6(3)供給適否の通知」において発行される適用通知書の発行日（以下「発行日」という。）に応じて以下のとおりとします。ただし、新たに電気を使用される場合等で、需給開始日が適用開始日以降となるときは、適用開始日は需給開始日とします。

① 新規立地企業等

a 発行日が平成30年3月1日以前の場合

適用開始日は平成30年4月の料金にかかわる計量期間の始期とします。

b 発行日が平成30年3月2日以降の場合

適用開始日は発行日の直後の計量日とします。ただし、発行日が計量日と同日となる場合は発行日とします。

② 県内中小企業（製造業）

平成30年4月の料金にかかわる計量期間の始期とします。

(3) 契約種別

契約種別は、供給条件等に定める「業務用電力」「業務用季節別時間帯別電力」「業務用ウィークエンド電力」「高圧電力S」「高圧電力」「高圧季節別時間帯別電力S」「高圧季節別時間帯別電力」のいずれかとし、契約種別が前記以外のとき、電力需給契約に付帯する契約種別（需給調整を実施する契約等）を適用しているときは、原則として「あきたEネ！」の供給を受けることができません。

(4) 適用期間中の解約の取扱い

① 秋田県または東北電力が非常変災その他の事由により「あきたEネ！」を供給することが困難となった場合は、「あきたEネ！」による契約を解約することがあります。

② 申請者の都合により適用期間中に契約を解約する場合は、秋田県および東北電力がやむをえないと認める場合を除き、平成31年3月の料金にかかわる計量期間の終期までに解約する場合には適用期間の当初に、平成31年4月の料金にかかわる計量期間の始期以降に解約する場合には平成31年4月の料金にかかわる計量期間の始期に、それぞれさかの

ぼって、「あきたEネ！」の適用により低減を受けた額に相当する金額を精算するものとします。

ただし、東北電力の「電気供給条件〔I〕（高圧）」（平成28年4月1日実施）41（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）により料金の精算額を申し受ける場合は、その精算額の対象となった部分については精算しないものとします。

(5) その他

- ① 適用期間終了後に適用する電力量料金単価は、その時点における電力需給契約によるものとします。
- ② 適用内容に定めのない事項については、供給条件等によるものとします。

4 供給要件

「あきたEネ！」の供給は、次の要件を満たす申請者および供給対象箇所を対象とします。

- (1) 申請者は、秋田県内に事業所を置く、または置こうとする企業等であること。
- (2) 申請者は、供給対象箇所において、東北電力から「3(3)契約種別」に定める契約種別による電力の全量の供給を受けている、または受ける予定であること。なお、供給対象箇所における東北電力との電力需給契約の名義は、原則として申請者と一致していること。
- (3) 供給対象箇所は、受電電圧が高圧（標準電圧6,000ボルト）であること。
- (4) 申請者および供給対象箇所は、次に掲げる要件を満たすこと。

① 新規立地企業等

- ・ 秋田県または秋田県内各市町村から企業の受け入れ決定（またはそれに準じる指定等）を受けている事業所であり、操業開始（予定）日が平成29年9月29日以降であること。
- ・ 供給対象箇所において、平成31年2月28日までに「あきたEネ！」の供給を受ける予定であること。
- ・ 供給対象箇所の契約電力が原則として50キロワット以上2,000キロワット未満であること。

② 県内中小企業（製造業）

- ・ 県内中小企業（製造業）のうち、供給対象箇所の契約電力が原則として50キロワット以上500キロワット未満であること。

(5) 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 県税に係る徴収金を滞納している者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者

5 申請手続

申請手続は次のとおりです。なお、申請者が「6(3)供給適否の通知」において、「あきたEネ！」の適用が受けられる旨の通知を受けた場合には、この申請は、東北電力に対する電力需給契約の変更の申込みを兼ねるものとします。ただし、新たに東北電力から電気の供給を受ける予定である場合は、この申請とは別に東北電力に対して電気使用申込を行なってください。

(1) 申請方法

申請書類一式を、次の提出先へ郵送してください。

【提出先】〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

秋田県産業労働部公営企業課「あきたEネ！」受付係

(2) 申請期間

① 新規立地企業等

当面の間、随時受け付けます。

② 県内中小企業（製造業）

平成29年11月20日（月）～平成29年12月28日（木）※必着

(3) 申請区分別申請書類一覧

申請書類の種類	新規立地企業等	県内中小企業（製造業）	摘要
「あきたEネ！」適用申請書（様式1）	○	○	様式ダウンロード可
供給対象箇所一覧表（様式2）	○	○	様式ダウンロード可
年間電気使用計画書（様式3）	○	○	様式2記載の箇所で、次のいずれかに該当する場合のみ提出してください。 ・東北電力との電力需給契約を新たに締結する予定がある ・年間の使用電力量の変更がある ・東北電力からの受電が1年未満
誓約書（様式4）	○	○	様式ダウンロード可
企業概要書（様式5）	○	○	様式ダウンロード可
取組実施計画書（様式6）	○	○	様式ダウンロード可
県税の徴収金について滞納のないことの証明	○	○	秋田県総合県税事務所・各支所で交付しています。個人印章または法人代表者印、社員の方が手続きをされる場合はその方の身分証明書、手数料（1通につき400円）が必要です。
業種を証明できる資料	○	○	企業パンフレット、営業広告、商品・サービスのリストなど
その他必要と認める資料			必要に応じて任意に提出してください。
秋田県または秋田県内各市町村から企業の受け入れ決定等を受けたことを証明できる資料	○		不明な場合は個別に秋田県へご相談ください。

申請書類の種類	新規立地企業等	県内中小企業(製造業)	摘 要
認定書または補助事業採択通知等の写し(認定書等)		○	平成23～29年度に要項2(7)の秋田県の施策を活用したことがある場合は、審査期間短縮のため、その事実を確認できる書類の写しを添付してください。これを提出した場合、以下書類(法人登記、財務諸表等)の添付は不要です。
法人登記事項証明書 または個人事業主住民票		○	認定書等の提出がある場合は不要です。
役員名簿(様式7) (法人のみ)		○	同 上
定款(法人のみ)		○	同 上
財務諸表(直近一期分)		○	同 上

6 受付・審査・通知等

(1) 受付

秋田県は、申請期間中、土日・祝日等(毎年12月29日からその翌年の1月3日までを含む。)を除き、郵送にて申請を受け付けます。なお、受付日は申請書類の到着日とします。

(2) 審査

申請書の受付後、秋田県産業労働部公営企業課において、申請書類により要件や取組実施計画書の内容等を審査し、供給可能量の範囲内で「あきたEネ!」を適用する事業者を決定します。

(3) 供給適否の通知

「(2) 審査」の結果を、次のとおり書面にてお知らせします。

① 新規立地企業等

申請書を受け付けた日より概ね1ヶ月を目途として、随時申請者あてに通知します。

② 県内中小企業(製造業)

平成30年1月31日(水)を目途として、申請者あてに通知します。

(4) 電力需給契約の変更

「(3) 供給適否の通知」後、東北電力は、「あきたEネ!」を適用する事業者に対して、「あきたEネ! 適用開始通知書」を送付し、これにより変更後の契約が成立します。

7 その他留意事項

(1) 申請書類の取扱い

① 情報の利用

- ・ 秋田県は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、関係機関に照会することができるものとします。
- ・ 東北電力は、申請書類に記載された情報について、「あきたEネ!」の供給のために利用することができるものとします。

② 申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しません。申請書類の控えが必要な場合は、申請者各自において写しを取るなどしてください。

(2) 「あきたEネ！」による電力の供給を受ける企業に対する調査

秋田県は、「あきたEネ！」の供給を受ける企業に対し、県内産業を支援する目的で各種調査を実施することがありますので、その際にご協力をお願いします。

(3) 適用の解除等

- ・ 申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったと認められる場合や、供給要件に反すると認められる場合等は「あきたEネ！」の適用を解除します。また、特段の理由なく前項の調査に協力しないときは、「あきたEネ！」の適用を解除する場合があります。
- ・ 「あきたEネ！」の適用が解除された企業は、「あきたEネ！」の適用により低減を受けた額に相当する金額を、適用期間の当初にさかのぼって精算していただきます。
- ・ 「あきたEネ！」の適用が解除された企業について、悪質な場合は、企業等の名称を公表することがあります。

(4) 排出係数の扱い等

「あきたEネ！」は、東北電力の電源全体から供給するものであり、秋田県が運営する水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。申請に当たっては、そのことを承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いることとなります。

8 問い合わせ先・時間帯

秋田県産業労働部公営企業課「あきたEネ！」受付係 9:00～17:00
(土日・祝日、年末年始を除く。)

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話 : 018-860-5012

FAX : 018-860-5831

電力量料金単価

「あきたEネ！」の電力量料金単価（税込み）は、次のとおりとする。

1. 業務用電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円68銭	14円57銭

2. 業務用季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	19円34銭	17円91銭	16円92銭	10円56銭

3. 業務用ウィークエンド電力を適用する場合

	平日料金		休日料金
	夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	16円91銭	15円60銭	11円89銭

4. 高圧電力Sを適用する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円28銭	14円21銭

5. 高圧電力を適用する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	13円75銭	12円83銭

6. 高圧季節別時間帯別電力Sを適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	19円39銭	17円95銭	16円67銭	10円56銭

7. 高圧季節別時間帯別電力を適用する場合

	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
		夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	16円90銭	15円68銭	14円48銭	10円56銭

「あきたEネ!」適用申請書

平成 年 月 日

(「あきたEネ!」適用審査関係)

秋田県知事

(「あきたEネ!」電力需給契約関係)

東北電力株式会社 御中

所在地

商号または名称

代表者名

印

「あきたEネ!」による電力供給を希望しますので、「あきたEネ!」募集要項、東北電力株式会社の電気供給条件[I]、以下申込の各契約種別に該当する電気供給条件[II]または電気供給実施要綱、および以下「秋田県と東北電力からのお知らせ」を承認のうえ、次のとおり申請します。また、審査後に適用が決定し、秋田県からの「あきたEネ!」適用通知書を受領した場合、本書は東北電力株式会社宛での「あきたEネ!」の適用に係る電力需給契約変更申込書を兼ねるものとし、秋田県より東北電力株式会社へ本書を送付することについて了承します。

1. 申請者情報

Table with 2 columns: Field Name (e.g., (1)所属, (2)氏名, (3)住所, (4)電話) and Value.

2. 申請内容

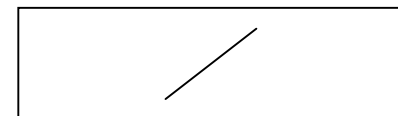
Table with 2 main rows: (1)申請内容 (別紙「供給対象箇所一覧表」のとおり) and (2)申請内訳 (新規立地企業等 件, 県内中小企業(製造業) 件).

3. 関係書類(別紙)

- (1) 供給対象箇所一覧表 (5) 取組実施計画書
(2) 年間電気使用計画書 (6) 役員名簿
(3) 誓約書
(4) 企業概要書

「秋田県と東北電力からのお知らせ」

- 秋田県と東北電力株式会社は申請書類に記載された情報について「あきたEネ!」の供給のために必要な範囲で利用いたします。
本書は、「あきたEネ!」の適用に係る電力需給契約の変更申込を兼ねるものとし、電力需給契約新規申込、または「あきたEネ!」の適用に係る電力需給契約の変更申込以外の既存の契約変更申込は兼ねておりません。
電力需給契約における供給条件等の説明については、供給条件等の変更点を記載した書面発行をもって代えさせていただきます。



供給対象箇所一覧表

商号又は名称 _____

NO	契約名義	需要場所	申請区分	「あきたEネ！」適用希望月分	契約電力	現行契約に係る契約期間	(様式3)「年間電気使用計画書」の添付有無 ^{※7}
	お客さま番号	電力需給契約の状況	契約種別	電力需給契約予定日	年間使用電力量	操業開始(予定)日	
	(契約名義)	(需要場所)	(申請区分) <input type="checkbox"/> 新規立地企業等 <input type="checkbox"/> 県内中小企業(製造業)	(「あきたEネ！」適用希望月分) 年 月分から適用希望	(契約電力) ^{※4} kW	(現行契約に係る契約期間) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み有) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み無) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 添付 有 <input type="checkbox"/> 添付 無
	(お客さま番号) ^{※1} - - - - -	(電力需給契約の状況) <input type="checkbox"/> 東北電力と現在契約中 <input type="checkbox"/> 今後、東北電力と契約を予定	(契約種別) ^{※2}	(電力需給契約予定日) ^{※3} 年 月 日	(年間使用電力量) ^{※5} kWh	(操業開始(予定)日) ^{※6} 年 月 日	
	(契約名義)	(需要場所)	(申請区分) <input type="checkbox"/> 新規立地企業等 <input type="checkbox"/> 県内中小企業(製造業)	(「あきたEネ！」適用希望月分) 年 月分から適用希望	(契約電力) ^{※4} kW	(現行契約に係る契約期間) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み有) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み無) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 添付 有 <input type="checkbox"/> 添付 無
	(お客さま番号) ^{※1} - - - - -	(電力需給契約の状況) <input type="checkbox"/> 東北電力と現在契約中 <input type="checkbox"/> 今後、東北電力と契約を予定	(契約種別) ^{※2}	(電力需給契約予定日) ^{※3} 年 月 日	(年間使用電力量) ^{※5} kWh	(操業開始(予定)日) ^{※6} 年 月 日	
	(契約名義)	(需要場所)	(申請区分) <input type="checkbox"/> 新規立地企業等 <input type="checkbox"/> 県内中小企業(製造業)	(「あきたEネ！」適用希望月分) 年 月分から適用希望	(契約電力) ^{※4} kW	(現行契約に係る契約期間) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み有) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み無) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 添付 有 <input type="checkbox"/> 添付 無
	(お客さま番号) ^{※1} - - - - -	(電力需給契約の状況) <input type="checkbox"/> 東北電力と現在契約中 <input type="checkbox"/> 今後、東北電力と契約を予定	(契約種別) ^{※2}	(電力需給契約予定日) ^{※3} 年 月 日	(年間使用電力量) ^{※5} kWh	(操業開始(予定)日) ^{※6} 年 月 日	
	(契約名義)	(需要場所)	(申請区分) <input type="checkbox"/> 新規立地企業等 <input type="checkbox"/> 県内中小企業(製造業)	(「あきたEネ！」適用希望月分) 年 月分から適用希望	(契約電力) ^{※4} kW	(現行契約に係る契約期間) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み有) <input type="checkbox"/> 1年以上(年間の使用電力量の変更見込み無) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 添付 有 <input type="checkbox"/> 添付 無
	(お客さま番号) ^{※1} - - - - -	(電力需給契約の状況) <input type="checkbox"/> 東北電力と現在契約中 <input type="checkbox"/> 今後、東北電力と契約を予定	(契約種別) ^{※2}	(電力需給契約予定日) ^{※3} 年 月 日	(年間使用電力量) ^{※5} kWh	(操業開始(予定)日) ^{※6} 年 月 日	

※1： 東北電力株式会社と既に電力需給契約を締結している場合に記入

※2： 東北電力と既に契約している場合は、現在の契約種別を選択し、今後、東北電力と契約する場合は、予定している契約種別を選択

※3： 今後、東北電力株式会社と契約を予定している場合のみ記入

※4： 東北電力と既に契約している場合は、至近契約電力を記載し、今後、東北電力と契約する場合は、想定される契約電力を記入

※5： 東北電力との契約が「1年以上(年間の使用電力量の変更見込み無)」の場合は過去1年間の実績を記入し、東北電力との契約が「1年以上(年間の使用電力量の変更見込み有)」、「1年未満」または「今後、東北電力との契約を予定」の場合は今後想定される年間使用電力量を記入

※6： 申請区分が新規立地企業等の場合は記入

※7： 東北電力との契約期間が1年以上(年間の使用電力量の変更見込み有)もしくは1年未満、または東北電力との電力需給契約を新たに締結する予定の場合は添付

(様式3)

年間電気使用計画書

様式2 No. _____

(様式2に対応する供給対象箇所の番号を記入)

月別	最大電力 (kW)	電力量 (10^3 kWh)	負荷率 (%)
計			

(様式4)

誓 約 書

平成 年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、あきたEネ！による電力供給の申請に当たって、次の事項を誓約します。
また、自社に関する情報について、関係機関に照会することを承諾します。

- 1 申請書の記載内容及び関係書類について、事実と相違ありません。
- 2 あきたEネ！の目的を理解し、企業支援を通じた地域経済の発展を達成するために秋田県が実施する各種調査に協力します。
- 3 自社は本日現在において、秋田県の県税に係る徴収金を滞納していません。
- 4 自社の役員等は、次のいずれにも該当していません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 4の(1)から(5)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

(様式5)

企 業 概 要 書

商号又は名称			
代 表 者			
所 在 地			
設 立 年 月 日			
資 本 金 (個人企業は記載不要)	千円		
業 種	業種コード ()		
業 務 概 要			
設 備 投 資 概 要	設 備 名 称		
	増 加 指 標		
	指標数値投資後(a)		増加率 (a)/(b)
	指標数値投資前(b)		

※「業種」は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における中分類を記入してください。

※「業務概要」は、貴社その他の団体が行っている主な業務内容を、簡潔に記載してください。

※「設備投資概要」は新規立地企業等で、既設工場等の増設に該当する場合のみ記載してください。同項目の増加指標には任意の指標を選択し、(a)(b)にはその数値を記入してください。増加率（小数点未満四捨五入）は審査時の参考としますので、数値が高く出る指標を選んでください。

【指標例】出荷数（額）、従事者数、契約電力、消費電力量、生産高（額）、取扱量 など

(様式6)

取組実施計画書

商号又は名称

次の、経営基盤強化や成長戦略実現に向けた取組を行います。

- 1 新商品開発
- 2 販路拡大
- 3 生産性向上
- 4 女性や若者の雇用拡大
- 5 賃金等の処遇改善
- 6 職場環境改善
- 7 その他の取組（健康経営の推進、事業承継計画の策定など）

※ 貴社が取り組もうとする項目について、自由に記述してください。（複数可、行追加可）
特に取り組み予定のない項目については、空欄としてください。

※ 計画書の内容は審査上の参考とするほか、フォローアップ調査の対象とさせていただきます。

